

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改 正 案

現 行

（責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等）

（新設）

第三十八条の二 法第三十九条第四項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合において、理事が同条第七項に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、総会参考書類（法第四十六条第一項に規定する総会参考書類をいう。以下同じ。）には、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等が得る当該役員等に与える前条第四項各号に規定するものの内容を記載しなければならない。

（訴え提起しない理由の通知方法）

第四十条 法第三十九条の四において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 （略）

二 役員等の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 （略）

（招集の決定事項）

第四十二条 法第四十五条第一項第五号に規定する内閣府令で定める

（訴え提起しない理由の通知方法）

第四十条 法第三十九条の四において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 （略）

二 役員等の責任又は義務の有無についての判断

三 （略）

（招集の決定事項）

第四十二条 法第四十五条第一項第五号に規定する内閣府令で定める

事項は、次に掲げる事項とする。

一・二
（略）

三 法第四十五条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款に口からニまで及びへに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を理事に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

イ 第四十四条の規定により総会参考書類に記載すべき事項

口～ヘ
（略）
四～六
（略）

（総会参考書類の記載事項）

第四十四条 総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一
（略）

二 提案の理由（議案が理事の提出に係るものに限り、総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）

三
（略）
2～4
（略）

（評価・換算差額等）

事項は、次に掲げる事項とする。

一・二
（略）

三 法第四十五条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款に口からニまで及びへに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を理事に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

イ 第四十四条の規定により総会参考書類（法第四十六条第一項に規定する総会参考書類をいう。以下同じ。）に記載すべき事項

口～ヘ
（略）
四～六
（略）

（総会参考書類の記載事項）

第四十四条 総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一
（略）

（新設）

二
（略）
2～4
（略）

（評価・換算差額等）

第七十五条 次に掲げるものその他資産、負債又は出資及び剰余金以外のものであつても、純資産の部の項目として計上することが適當であると認められるものは、純資産として計上することができる。

一 (略)

二 ヘッジ会計（ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるもの）を含む。以下この号において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるもの）を含む。以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。）を適用する場合におけるヘッジ手段に係る損益又は評価差額

三 (略)

第七十五条 次に掲げるものその他資産、負債又は出資及び剰余金以外のものであつても、純資産の部の項目として計上することが適當であると認められるものは、純資産として計上することができる。

一 (略)

二 ヘッジ会計（ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるもの）を含む。以下この号において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるもの）を含む。以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とし、かつ、当該可能性を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。）を適用する場合におけるヘッジ手段に係る損益又は評価差額

三 (略)